

社会福祉法人更生会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第2条 この規程は、社会福祉法人更生会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。
ただし、この法人の職員として、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 常勤の理事 | 報酬、賞与、退職慰労金 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬、退職慰労金 |
| (3) 評議員 | 報酬、退職慰労金 |

(報酬等の額)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表1及び別表2に掲げる報酬等の区分に応じ、当該区分に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 故意または重大な過失等によってこの法人に損害を与えた、または名誉を傷つけた役員等については、退職慰労金を減額することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月10日（ただし、その日が土曜日、日曜日または祝日の場合は、職員給与規程第6条の規定に準じて支給）
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任または死亡により退職した後3か月以内
- (4) 通勤手当 職員給与規程の通勤手当にかかる規定に準じて支給
- (5) 業務付加手当 職員給与規程の業務付加手当にかかる規定に準じて支給

- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。

(2) 退職慰労金 任期の満了、辞任または死亡により退職した後3か月以内

3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

また、非常勤の役員等への退職慰労金は、金券を以って支給することもあり得る。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 前項の規程にかかわらず、この法人の職員として、職員給与が支給されている役員等に対しては、この規程に基づく旅費は支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2 この改正規程は、平成30年4月1日より適用する。

3 この改正規程は、令和5年7月1日より適用する。

4 この改正規程は、令和6年8月1日より適用する。

5 この改正規程は、令和7年1月1日より適用する。

別表 1（第 4 条関係）

区 分	常 勤 の 理 事
報 酬	月額 500,000 円
賞 与	7 月：報酬月額×3.0 月分 12 月：報酬月額×3.0 月分
退職慰労金	最終報酬月額×在任年数×功績倍率

※1 在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

※2 功績倍率は、当該理事におけるこの法人への貢献度を理事会において算定し、退職慰労金の額を算出する。

別表 2（第 4 条関係）

区 分	非 常 勤 の 役 員 等	
報 酬	日額 8,000 円	理事会等会議、監事監査等への出席 法人、施設業務のための出勤等
退職慰労金	年額 10,000 円×在任年数×功績倍率	

※1 功績倍率は、当該役員等におけるこの法人への貢献度を理事会において算定し、退職慰労金の額を算出する。